

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)	1
○ 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)	5
○ 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)	6

改正案	現行
<p>（自動車の乗車又は積載の制限）</p> <p>第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 積載物の重量は、自動車（ミニカー、特定普通自動車等及び小型特殊自動車を除く。）にあつては自動車検査証、保安基準適合標章又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量（大型自動二輪車及び普通自動二輪車で乗車装置又は積載装置を備えるものにあつては六十キログラム、第十二条第一項の内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーについては百二十キログラム）を、ミニカーで積載装置を備えるものにあつては九十キログラムを、特定普通自動車等で積載装置を備えるものにあつては千五百キログラムを超えない範囲内において内閣府令で定める重量を、小型特殊自動車で積載装置を備えるものにあつては七百キログラムをそれぞれ超えないこと。ただし、前号の締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる最大積載重量を超えてはならないものとする。</p>	<p>（自動車の乗車又は積載の制限）</p> <p>第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 積載物の重量は、自動車（ミニカー、特定普通自動車等及び小型特殊自動車を除く。）にあつては自動車検査証、保安基準適合標章又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量（大型自動二輪車及び普通自動二輪車で乗車装置又は積載装置を備えるものにあつては六十キログラム、第十二条第一項の内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーについては百二十キログラム）を、ミニカーで積載装置を備えるものにあつては三十キログラムを、特定普通自動車等で積載装置を備えるものにあつては千五百キログラムを超えない範囲内において内閣府令で定める重量を、小型特殊自動車で積載装置を備えるものにあつては五百キログラムをそれぞれ超えないこと。ただし、前号の締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる最大積載重量を超えてはならないものとする。</p>

三・四 (略)

(反則金の納付及び仮納付)

第五十二条 (略)

(削る)

2| 次に掲げる者は、その者の住所地を管轄する警察本部長から内閣府令で定める様式の納付書の交付を受けなければならない。

一・二 (略)

3| 法第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付は、次の各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該各号に定める者に対して行わなければならない。

一| 第一項の納付書(前項各号に掲げる者にあつては、同項の納付書()による方法) 日本銀行(国の歳入金の受入れを取り扱う代理店を含む。)

二| 第一項の通告に係る反則行為が行われた地を管轄する都道府県警察(当該通告が法第二百二十六条第三項ただし書に規定する告知に係るものである場合にあつては、同項ただし書に規定する都道府県警察)の職員のうち会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十八条第一項の規定により反則金の収納に関する事務を行うこととされたものの預金又は貯金の口座であつて、当該事務のために管理するものとして当該都道府県警察の警察本部長が公示したもののへの振込

三・四 (略)

(反則金の納付及び仮納付)

第五十二条 (略)

2| 法第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付は、前項の納付書により、日本銀行(国の歳入金の受入れを取り扱う代理店を含む。)に対して行わなければならない。

3| 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、その者の住所地を管轄する警察本部長から内閣府令で定める様式の納付書の交付を受けて、その納付書により反則金を納付しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

み（当該反則行為をした者の氏名その他内閣府令で定める事項を明らかにして行うものに限る。）の方法 当該職員

4 反則金の納付は、分割して行うことができない。

5 (略)

6 第一項、第三項及び第四項の規定は、法第二百二十九条第一項の規定による仮納付について準用する。この場合において、第一項中「法第二百二十七条第一項又は第二項後段の規定により通告」とあるのは「法第二百二十六条第一項又は第四項の規定により告知」と、第三項第一号中「納付書（前項各号に掲げる者にあつては、同項の納付書）」とあるのは「納付書」と、同項第二号中「通告」とあるのは「告知」と、「告知に係るもの」とあるのは「もの」と読み替えるものとする。

（家庭裁判所の指示に係る反則金の納付）

第五十二条の二 (略)

2 第五十一条並びに前条第二項第二号及び第三項から第五項までの規定は、法第三百十条の二第三項において準用する法第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「法第三百十条の二第一項の規定により定められた期限まで」と、同条第三項第一号中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項各号」とあるのは「同条第二項において読み替えて準用する前項第二号」と、同項第二号中「第一項の通告に係る反則行為が行われた地」とあるのは「法第三百十条の二第一項の規定による指示をした家庭裁判所又はその支部の所在地」と、「（当該通告が法第二百二十

4 反則金の納付は、分割して行なうことができない。

5 (略)

6 第一項、第二項及び第四項の規定は、法第二百二十九条第一項の規定による仮納付について準用する。この場合において、第一項中「法第二百二十七条第一項又は第二項後段の規定により通告」とあるのは、「法第二百二十六条第一項又は第四項の規定により告知」と読み替えるものとする。

（家庭裁判所の指示に係る反則金の納付）

第五十二条の二 (略)

2 第五十一条並びに前条第二項、第三項第二号、第四項及び第五項の規定は、法第三百十条の二第三項において準用する法第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付について準用する。

六条第三項ただし書に規定する告知に係るものである場合にあつては、同項ただし書に規定する都道府県警察の職員」とあるのは「の職員」と、「反則行為を」とあるのは「指示に係る反則行為を」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（出納官吏等の収納手続）</p> <p>第三十一条 出納官吏又は出納員は、歳入金の収納をしたときは、領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、財務大臣の定める場合は、この限りでない。</p> <p>② 出納官吏は、歳入金の収納があつたときは、収納済みの旨を歳入徴収官に報告しなければならない。</p>	<p>（出納官吏等の収納手続）</p> <p>第三十一条 出納官吏又は出納員は、歳入金の収納をしたときは、領収証書を納入者に交付しなければならない。この場合においては、出納官吏は、収納済の旨を歳入徴収官に報告しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（国税等の徴収及び収納）</p> <p>第五条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号。以下「令」という。）第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合において、これらの規定（令第二十九条及び第三十一条第一項を除く。）中「歳入徴収官」とあるのは「<u>国税収納命令官</u>」と、令第二十八条中「<u>歳入を</u>」とあるのは「<u>国税等を</u>」と、「<u>歳入に</u>」とあるのは「<u>国税等に</u>」と、同条及び令第二十九条中「<u>歳入科目</u>」とあるのは「<u>科目</u>」と、同条中「<u>会計法</u>」とあるのは「<u>国税収納金整理資金に関する法律第九條第二項において準用する会計法</u>」と、令第三十一条及び第三十二条中「<u>歳入金</u>」とあるのは「<u>国税等</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国税等の徴収及び収納）</p> <p>第五条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号。以下「令」という。）第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合において、これらの規定（令第二十九条を除く。）中「<u>歳入徴収官</u>」とあるのは「<u>国税収納命令官</u>」と、「<u>歳入</u>」又は「<u>歳入金</u>」とあるのは「<u>国税等</u>」と、令第二十八条及び令第二十九条中「<u>歳入科目</u>」とあるのは「<u>科目</u>」と、令第二十九条中「<u>会計法</u>」とあるのは「<u>国税収納金整理資金に関する法律第九條第二項において準用する会計法</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p>